



妻有郷セーフティメール

発行 十日町警察署 十日町地区安全運転管理者部会 TEL 025-757-6055 FAX 025-757-6385

事務局 十日町交通センター 〒948-0051 十日町市寿町1-1-2 <http://www.tokamachi-ankyo.or.jp/>

交通安全テストの解答

×何人も車両の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、その車両に乗せてくれるよう、運転者に要求または依頼をしてはなりません。【法第65条第4項】

いよいよ12月から アルコール検知器が「義務化」されます

管理者の皆さま
再確認を!!

本年12月1日から、安全運転管理者の業務に、下記の業務が加わります(下線部分)。

- ① 運転の前後の運転者に対し、目視等により酒気帯びの有無の確認をするほか、アルコール検知器を使用して確認をおこなうこと
- ② 確認の記録を1年間保存し、アルコール検知器を常時有効に保持すること

← 当部会で『アルコール検知器でチェック☑みんなでなくそう 飲酒運転』卓上ミニのぼり旗を作成しましたので、ご活用ください!(12月中旬にお届けします)

直行直帰などで、対面確認できない時は?

対面が原則ですが、運転者に携帯型アルコール検知器を携帯させた上で、携帯電話・業務無線やカメラ・モニター等により、運転者と直接対話することによって、応答の声の調子、運転者の顔色等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認しましょう。

なお、メールに写真を添付しただけ、文字のみのやり取り等は、対面確認に準ずる方法とは認められません。

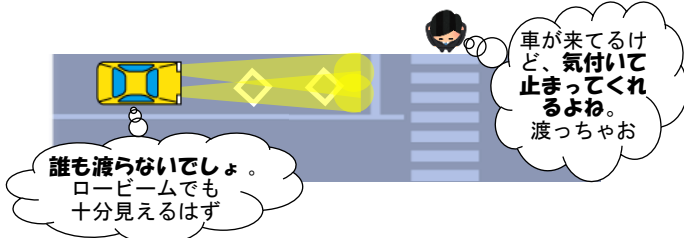
「1年間保存する記録」とは?

運転前後に酒気帯び確認を行い、以下の事項を記録しましょう。

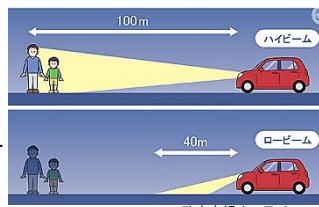
- (1) 確認者名 (2) 運転者
- (3) 運転者の業務に係る自動車のナンバー又は識別できる番号等
- (4) 確認の日時 (5) 確認方法(対面でない場合は具体的方法)
- (6) 酒気帯びの有無 (7) 指示事項
- (8) その他必要な事項

CASE STUDY 管内でこんな事故が発生しています!

夕暮れ時の交通事故 よくあるパターン



数秒後
事故が発生します



この事故から得られる教訓

横断歩道は歩行者優先です。

- 横断歩道付近に歩行者がいる場合は必ず徐行し、一時停止しましょう。
- 夕暮れの時間帯は、歩行者を早めに発見できるようにハイビームを活用し、事故防止に努めましょう。



再確認

交通安全テスト

問 お酒を飲んでる友人の車に同乗したが、私はお酒を飲んでいないので何の責任もない。

○か×で答えてください

⇒解答は左上にあります。

12/11(月)~12/20(水) 冬の交通事故防止運動

『冬道は心の余裕と車間距離』

- ① 横断歩行者等の交通事故防止
～渡るよサインの活用～
- ② 飲酒運転の根絶
- ③ 冬道の安全走行 ★冬用タイヤの準備はお済みでしょうか?



安全運転実践運動～11月30日(木)まで～

出発式 10/2(月) ▼ 於: (株)宇都宮製作所 街頭広報 11/1(水) ▼



おねがい

事業所独自の取り組みがありましたら、是非、事務局までお知らせ下さい! TEL 025-757-6055 FAX 025-757-6385

管内交通事故発生状況(人身事故) (11月20日現在)

発生件数	34件	(-2件)
死者数	0名	(-1名)
負傷者数	41名	(±0名) ()は昨年比

早めのライト!



12月のおすすめ

ライト点灯時刻

15:30~16:00

日没前後1時間は薄暮